

# 7月の防犯対策



令和3年7月1日発行  
(公社) 滋賀県防犯協会



## 「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行の背景には、貧困・虐待・孤立・依存等の問題を抱えた生きづらさがあります。立ち直ろうとする人の生きづらさを包み込むコミュニティは新たな被害者を生まない、新たな加害者も生まない誰もが安全・安心に暮らせるコミュニティです。

## 立ち直りを支援する方法は様々です。

- ・ 罪を償って立ち直ろうとしている人たちへ理解を深め見守る
  - ・ 立ち直り応援基金は1口10000円からインターネットで寄付でき、支援活動に大切に使われます。
  - ・ 法務省保護局のSNS(Sツイッター・インスタグラム等)をフォローする
  - ・ 社会を明るくする運動の地域イベントに参加する
  - ・ 立ち直り支援の担い手になる
  - ・ 保護司(立ち直りボランティア)
  - ・ 協力雇用主(就労と見守り)
  - ・ 更生保護施設(居場所づくり)
  - ・ BBS会(青年ボランティア)
  - ・ 更生保護女性会(女性ボランティア)
- など様々です。

## さらに7月は、青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間です。

重点テーマは、「地域ので子どもをまもり、はぐくむ」です。

### 重点施策

・ インターネット・SNS利用に係る子ども  
の非行・被害防止対策の推進

子どもがSNSに起因する犯罪被害に遭う機会が増加が懸念されます。

子どもが閲覧するコンテンツやアプリの制限、利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能やインターネット利用環境に必要な不可欠な「フィルタリング」機能を設定しましょう。

誘拐や自撮り被害に遭わないよう、個人を特定する情報を上げたり、下着や裸の写真を撮ったりしない、SNSで知り合った人と不用意に会わない、家庭でのルール作りをすることが大切です。

また、誹謗中傷の書き込みなどインターネット上のいじめが刑法の名誉毀損や侮辱罪を構成し、重大な人権侵害に深刻な傷を与える行為になることを理解させましょう。

・ 不良行為および初発型非行防止対策の推進  
非行の入口と呼ばれる初発型非行の中で「万引き」は窃盗犯全体の半数以上を占めており「オートバイ盗」が前年より大幅に増加しています。万引きや乗物盗は犯罪であり絶対にしてはならない等の規範意識を身につけさせましょう。

青少年が遊興費欲しさに「受け子」等としてオレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺に加担する現状に鑑みて不良交友関係に注意し問題状況に応じて少年センターや警察等に相談しましょう。

また、青少年による大麻事犯の検挙人員が増加しており6月20日から薬物乱用防止のための「ダメ。ゼッタイ。」普及運動も

展開されています。

## 「地域安全の日」におけるFMラジオ防犯啓発

皆さん、「地域安全の日」をご存知でしょうか。

「地域安全の日」は平成7年6月に当協会が、県民全てが犯罪に遭いにくい安全なまちづくりについて考え、犯罪等の被害を未然に防止する自主活動が推進されるよう毎月20日を啓発日に設定しました。コロナ禍の折、昨年に引き続き、直接啓発に代えて

「FMしが」のラジオCMを利用してパーソナリティからお知らせとして防犯の話題提供を行います。

「耳から入る防犯」を指して、60秒の時間で、毎月の気になる犯罪や対策を盛り込みますので、御周知のほどよろしくお願ひします。

### 二七電話詐欺の被害発生

○ 高島市の農業の男性(55)がウェブサイトで見つけた融資会社に融資を申請すると、担当を名乗る男から、供託金として融資額の10%を預けるよう電話があり金融機関で指定口座に135万円を振り込みました。

○ 長浜市の無職女性(66)の自宅に男から「保険の過払い金がある。近くのATMに行つて下さい。」などと電話があり、言われたとおり市内量販店のATMに行き、電話で男から指示を受けて操作し、預金50万円を振り込んで騙し取られました。

お金にまつわる連絡は、まず家族や警察に相談しましょう。

